



～不法就労防止のために～

○ 不法就労となるのは、次の3つの場合です。

1 不法滞在者による労働

例) 密入国した人やオーバーステイの人が働くこと

2 出入国在留管理庁の許可のない労働

例) 観光や知人宅訪問の目的で入国した人が働くこと
例) 留学生が許可を受けずに働くこと



3 出入国在留管理庁の認める範囲を超えた労働

例) 料理店のコックとして働くことを認められた人が機械工場等で働くこと

check!!

- ✓ 不法就労させたり、不法就労をあっせんした者
「不法就労助長罪」(3年以下の懲役、300万円以下の罰金)
※ 外国人を雇用する際は、在留カード等により在留資格や在留期間を確認しましょう。不法就労だと知らなかったことを理由に処罰を免れることはできません。
- ✓ 職業安定所へ外国人の雇用又は離職について届出をしなかったり、虚偽の届出をした者
「労働施策総合推進法違反」(30万円以下の罰金)



夏期の水難防止

例年6月から8月にかけて水難が多く発生しています。

特に、魚釣りや水遊び中に溺れたりする水難が後を絶ちません。

過去には、子供のみで川遊び中に流されたり、レジャー中のカヤックが転覆するなどして、死亡する水難が発生しています。

「水」に対する危険性について、家族や仲間と話し合い、地域全体で改めて危険箇所を点検するとともに、魚釣りや水遊びの際には、ライフジャケットを着用するなど、必要な安全対策を行きましょう。

